

保護者の皆様

感染症における出席停止について

インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。出席停止となった期間は「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。下記、出席停止証明書を提出して頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当医様

出席停止証明書発行について（お願い）

学校保健安全法第19条に該当する生徒について、学校長は医師の所見を参考に処置することになっております。お手数ですが、下記の生徒について証明書の発行をお願い致します。

切り取り

証明書

1. 第__学年__組 名前_____

	病名	出席停止期間	該当欄に○印を いれて下さい。
第 一 種	インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで	()型
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹 (はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで ※ただし感染力が強いと認められた時は長期に及ぶ場合あり	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	感染の恐れがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと認められるまで	
	その他の伝染病		
① 感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身症状良好なら登校可		
②条件によっては 出席停止が必要な感染症	■サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症 ■マイコプラズマ感染症 ■溶連菌感染症 ■伝染性紅斑(りんご病)、 ■単純ヘルペス感染症 ■その他()		
新型コロナウイルス感染症	医師もしくは保健所により感染の恐れがないと認められるまで		

療養期間：__月__日 ~ __月__日

上記の生徒の疾病について、その後の登校は可能とします。

所在地：_____

医師名：_____ 印